

# 入札の心得

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

第2 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権をしていない者
- (2) 契約の履行、入札、他の落札者の契約、監督検査に当たり不正または妨害行為をし、またはこれらの者を使用した者
- (3) 法人企業の役員および使用人以外の者
- (4) 当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人

第4 次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に加わる資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- (2) 入札者又は代理人がした二以上の入札
- (3) 二人以上の代理人をした者のした入札
- (4) 入札者が連合した入札
- (5) 入札の際、不正の行為をした者の入札
- (6) 金額その他要点を確認することができない入札
- (7) 設計額または仕様書の額を事前に公表した場合は、これを上回る金額で入札
- (8) 前項に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

2 前項の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、同一入札で以後継続して入札が行われる場合は、これに参加させないことがある。

第5 入札参加者または入札代理人は、入札書、内訳書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書、内訳書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

第6 入札書には、次を明記する。

- ・ 通知書に記載された事業名
- ・ 請負金額（消費税を除く価格を記入すること）
- ・ 社名、代表者名、社印
- ・ 入札年月日

なお、上記の一部でも記載のない場合は、その業者の入札を無効とする。

第7 予定価格以下の金額の入札者がいないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

第8 再度の入札執行は前回の開札終了後、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。

第9 入札参加者または入札代理人は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

第10 再度入札を行っても予定価格以下の金額の入札者がいない場合は、最低価格の入札者から随意契約の手続きを行うことがある。

第11 入札参加の指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）またはメールによる電子化データの送付を行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出して行う。ただし、入札書を提出した後は、その開札に基づく決定が行われるまでは辞退を認めない。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
  - 3 入札の辞退等により入札参加者または入札代理人が1人のときは、入札の執行を取りやめることがある。

第12 入札参加者または入札代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第13 入札参加者または入札代理人が連合し、または不穏の行動なす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者または入札代理人を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取止めることがある。

第14 入札を行った者のうち、予定価格以下の金額で、最低の価格をもって入札をした者を落札者に決定する。

第15 予定価格以下の金額で最低価格をもって入札した者が複数の場合は、くじ引きで落札者を決定する。なお、くじ引きの辞退は認めないものとする。

第16 落札者が契約を辞退した場合は、違約金として予定価格の100分の10の金額を入札日を含む5日以内に、入札実施者に納めなければならない。

以上を入札の心得として定める。

株式会社 イースリー  
代表取締役 山本 永

参考

